

第 2 次袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画 骨子

目次

1 推進計画の概要	2
1-1 計画策定の趣旨.....	2
1-2 計画の位置づけ.....	3
1-3 計画の期間.....	3
《用語の解説》.....	4
2 第1次計画の取組状況	5
2-1 成果指標の達成状況.....	5
2-2 第1次計画（実行計画）の取組状況.....	6
2-3 第1次計画における成果.....	6
3 社会情勢と本市の課題	7
3-1 社会情勢.....	7
(1) 人口の推移.....	7
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化.....	7
(3) デジタル化の進展.....	7
3-2 地域コミュニティにおける現状・課題.....	8
(1) 市民における現状・課題.....	8
(2) 地縁団体における現状・課題.....	8
(3) 市民活動団体等における現状・課題.....	9
(4) 地域コミュニティ活動推進に当たっての環境整備への対応.....	9
4 計画の推進方針	10
(1) 目的.....	10
(2) 基本理念.....	10
5 推進項目と施策の方向性	11
5-1 推進項目.....	11
5-2 施策の方向性.....	11

1 推進計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

本市では、地域コミュニティの活性化と協働の推進を図るため、平成29年10月に施行した「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念を具現化し、協働によるまちづくりを着実に進めるための基本的かつ総合的な計画として、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする「袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

この「第1次計画」では、少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化などにより、複雑化する地域の課題に対して、市民自らが参加し、住みやすいまちづくりを進めていくため、「市民の地域コミュニティへの参加」と「地域コミュニティの連携」、「地域コミュニティと市の協働」を基本理念に掲げ、全庁的・横断的に施策を展開しながら、協働のまちづくりの推進に取り組んでいます。

取組を体系的に整理したうえで各分野において協働に関する事業を行ってきたものの、近年、地域においてまちづくりを担う地縁団体、特に自治会においては未加入世帯の増加などによる自治会加入率の低下や役員のみ手が少ないことなど運営に関する課題が存在し、また、市民活動団体においても団体数が横ばい傾向であることに加え、役員の高齢化や人材確保といった課題が存在します。このような状況のなか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民や団体の活動等のみならず、市民の意識や日常生活にも大きな変化をもたらされたことも影響し、令和3年度に実施した市民へ袖ヶ浦市に対する意識を問う「まちづくりアンケート」において各項目の重要度を調査したところ、「コミュニティ」、「市民参加」とともに重要度が低い結果となりました。

しかしながら、一部の地域コミュニティにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響があるなかにおいても地域住民のための取組を行っているほか、長浦地区においては地域まちづくり協議会が設立され、地域内での情報共有や連携した取組が進められています。

これらを受け、協働のまちづくりを進めていくに当たり、基本理念である「市民の地域コミュニティへの参加」と「地域コミュニティの連携」、「地域コミュニティと市の協働」を軸に、本市における協働のまちづくりの更なる推進を図るため、これまでの施策を継続するとともに、社会情勢や市民等にニーズに対応した取組が必要であることから、「第2次袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

第2次計画は、条例第16条第1項に規定する協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、本計画は袖ヶ浦市総合計画、その他関連計画との整合性を図っており、市の各施策分野において協働を推進するに当たっての基本的な計画とします。

◆（参考）条例に規定する協働のまちづくりを推進する仕組み

① 情報の共有等（第9条）	⑥ 協働のまちづくりに関する提案等（第14条）
② 計画等策定への参画（第10条）	⑦ 地域まちづくり協議会（第15条）
③ 担い手づくり（第11条）	⑧ 協働のまちづくり推進計画（第16条）
④ 拠点づくり（第12条）	⑨ 協働のまちづくり推進委員会（第17条）
⑤ 補助金の交付等による支援（第13条）	⑩ 推進本部（第18条）

※ 本計画では、主に①～⑦を具体化するための仕組みや取組について検討します。

1-3 計画の期間

第2次計画の期間は、条例において規定された目指すまちづくり、基本理念等は大きく変更するものではなく、総合計画にも包含、整合し取り組んでいく必要があるものと考え、第1次計画が終了する翌年度の令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の変化、計画の進捗状況等又は上位計画の見直しに合わせて、逐次見直しを行うものとします。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	基本構想（12年間）											
基本計画	前期基本計画（6年間）						後期基本計画（6年間）					
実施計画	第1期実施計画（3年間）			第2期実施計画（3年間）			第3期実施計画（3年間）			第4期実施計画（3年間）		
協働計画	～第1次計画					第2次計画						

《用語の解説》

本計画で使用する用語の意味は、条例（第2条）によるものとします。

● まちづくり

- ・・・地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいいます。

● 市民

- ・・・市内に居住する人（住民）、市内に通勤又は通学する人をいいます。

● 地域コミュニティ

- ・・・地域において「まちづくり」を担う地縁団体、市民活動団体及び事業者を総称して地域コミュニティといいます。

● 地縁団体

- ・・・自治会、子ども会、PTA、制度ボランティア等の地縁により形成された住民を主体とする団体をいいます。

- 〔 * 地縁：住んでいる土地に基づいてできる縁故関係
* 制度ボランティア：民生委員、青少年相談員、防犯指導員、消防団等の地域性のある公的な制度によるボランティア 〕

● 市民活動団体

- ・・・NPO、ボランティア団体等の地縁に捉われることなく、共通の関心や分野により形成された市内で活動する団体をいいます。

- 〔 * NPO：営利を目的としない公益的活動を行う民間団体 〕

● 事業者

- ・・・市内において事業活動を行う者（営利活動を行う者のほか、社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、商工会、農業協同組合等の市内で活動する法人を含む。）をいいます。

● 市

- ・・・市長その他の市の執行機関をいいます。

- 〔 * 執行機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長 〕

● 協働

- ・・・地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚した上で、相互の自主性、主体性を尊重しながら協力又は連携することをいいます。

2 第1次計画の取組状況

2-1 成果指標の達成状況

第1次計画では、3つの基本理念に対して、成果指標と計画期間中に達成する目標値を設定し、その目標達成に向け、全庁的・横断的に施策を展開してきたところであり、その達成状況は以下のとおりです。

《指標一覧》

【基本理念1】市民のコミュニティへの参加を促進します

指標名称	策定時の現状値 (年度)	目標値 (2023年度)	現状値 (年度)	変動	備考
まちづくり活動に関心がある市民の割合	62.5% (2017)	70.0%	71.5% (2022)	↗	まちづくりアンケート
地域社会に貢献する団体等の活動に積極的に参加している市民の割合	53.9% (2017)	60.0%	53.1% (2022)	↘	まちづくりアンケート
まちづくり講座（ステップアップ講座）の修了者数	24人 (2017)	115人	56人 (2022)	↗	講座修了者の累計人数

【基本理念2】地域コミュニティの活動と連携を促進します

指標名称	策定時の現状値 (年度)	目標値 (2023年度)	現状値 (年度)	変動	備考
自治会への加入率	64.6% (2018)	65.0%	56.7% (2023)	↘	加入世帯数÷常住世帯数（4月1日現在）
地域まちづくり協議会の組織数	0組織 (2017)	5組織	1組織 (2023)	↗	認定協議会（※）の組織数（4月1日現在）

（※ 認定協議会 概ね小学校または中学校の学区を活動の区域とする協議会で、市長の認定を受けたもの）

【基本理念3】地域コミュニティと市の協働を推進します

指標名称	策定時の現状値 (年度)	目標値 (2023年度)	現状値 (年度)	変動	備考
協働事業提案制度の提案件数	7件 (2018)	10件	2件 (2022)	↘	年間の提案件数
協働による事業の実施件数	117事業 (2017)	140事業	今後対応		市民協働推進課調査
協働の意義を説明できる職員 の役割	50.1% (2018)	90.0%	今後対応		市民協働推進課調査

2-2 第1次計画（実行計画）の取組状況

第1次計画（実行計画）に登載された全71事業については、同計画がスタートして4年が経過した令和5年3月末時点において、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している時期にはその影響により事業の進捗が鈍化している事業が散見されているものの、計画期間全体では概ね事業の推進を図ることができています。

《各年度の総合評価の結果》

評価区分	R1年度 総合評価	R2年度 総合評価	R3年度 総合評価	R4年度 総合評価
A	41事業	24事業	25事業	31事業
(A)	—	—	(0事業)	(0事業)
B	23事業	32事業	34事業	33事業
(B)	—	—	(24事業)	(18事業)
C	4事業	13事業	9事業	5事業
(C)	—	—	(8事業)	(2事業)
D	2事業	1事業	3事業	2事業
(D)	—	—	(2事業)	—
評価なし	1事業	1事業	—	—

() は各事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響があったもの

2-3 第1次計画における成果

成果指標に関して、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、第1次計画に登載した取組を概ね推進できた効果により、「まちづくり活動に関心がある市民の割合」が上昇し、まちづくり活動に対する市民の意識が高まったことがうかがえます。また、長浦地区において、コミュニティ意識の希薄化や地域活動へ参加する機会が減少している状況にあり地域の絆が衰退しつつあることから、幅広い団体の参加のもと、活力ある地域づくりに向けた取組を進めるため、まちづくり協議会が設立されました。

3 社会情勢と本市の課題

3-1 社会情勢

(1) 人口の推移

本市の人口は、袖ヶ浦駅海側地区における都市基盤整備等から住宅地の供給が図られたことにより、近年特に増加が顕著となっており、また、年齢3区分別の割合においても、全ての区分で人口は近年増加傾向にあります。

しかしながら、市内を地区ごとにみると、既に人口が減少に転じている地区が見受けられ、地区ごとに人口に関する状況は大きく異なっています。

(単位：人)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
15歳未満	11,128	10,275	9,285	8,610	8,421	8,253	8,624
15～64歳	36,576	40,831	41,409	40,853	39,688	37,334	37,990
65歳以上	5,096	6,441	7,897	9,620	12,157	15,143	17,269
年齢不詳	18	28	2	25	89	222	0
総数	52,818	57,575	58,593	59,108	60,355	60,952	63,883

資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域コミュニティの活動のみならず、人々の生活は大きな影響を受け、感染リスクを抑えるための非接触・非対面での行動様式が求められたなか、行動の抑制や施設の利用制限等により、取組の休止や縮小につながり、その活動は停滞しました。このような状況にあっても、ICT技術の活用やオンラインによる取組の実施等により、時間や場所に捉われない生活や働き方も選択肢の一つとして挙げられてきており、ポストコロナにおける活動も多様化することが考えられます。

(3) デジタル化の進展

コロナ渦において、社会全体で急速なデジタル化が進められ、対面による活動だけでなく、遠方で活動する方や団体等ともつながりやすくなり連携した取組の推進が可能となったほか、これまで時間や場所等の制約により、市民活動への参加が難しい方々にとって、参加しやすい環境となることも期待されます。一方で、こういったデジタル化の利用が難しい状況にある方々も存在することから、その対応を行っていくことが重要となってきます。

3-2 地域コミュニティにおける現状・課題

(1) 市民における現状・課題

令和4年度に実施した「市民意識調査」では、「まちづくり活動に関心がある市民の割合」は71.5%と、前回調査（平成29年実施）結果の62.5%から上昇し、多くの年代・地区において70%を超えるなど、属性による大きな偏りはなくまちづくりへの意識の高まりが醸成されている状況となっています。一方、「地域活動に参加したことがある市民の割合」のうち、「参加したことがない」とする回答は46.2%となっており、年代別では、40歳代以下で50%以上の方が、地区別では、「昭和地区」で54.7%の方が、「長浦地区」で47.5%の方が参加したことがないと回答されており、新型コロナウイルス感染症の影響やライフスタイルや価値観の多様化によるものと考えられます。

協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民のまちづくりに関する意識の高まりは必要不可欠な要素であり、さらに実際の地域活動につなげていくことが重要です。今後地区によっては少子高齢化が進むことから、全世代全地域はもちろんのこと、これからのまちづくりを担っていく40歳代以下の方々、また、転入者数が多い「昭和地区」「長浦地区」での市民の活動が活発化するよう、ポストコロナにおいても更なる情報発信や活動に参加しやすい環境づくりを行っていく必要があります。

(2) 地縁団体における現状・課題

各地区における自治会の加入率については、長期的に低下傾向にあり、計画策定当時では64.6%であったものの、令和5年度では56.7%となっています。

その背景として令和4年度に実施した「自治会に関するアンケート調査」では、自治会員の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により活動が活発化していない状況、さらには役員のみ手不足などの課題が挙がるなか、自治会業務に対する負担感から高齢者の退会や、新規加入の減少となり、自治会加入率の低下となっています。その影響から、自治会の運営や活動にも支障をきたしていることが挙げられています。一方、地縁団体内の有志において地域住民のために新たな取組に着手され、積極的な活動を行っている団体も見受けられます。今後、市の支援として積極的に活動している地縁団体等の情報発信とともに、引き続き行政協力交付金の交付による活動費の助成を行っていく必要があります。また、回覧物等の電子化による負担軽減のほか、自治会への加入促進を進めるとともに、自治会運営を各地区の実情に合わせていく取組が考えられることから、その支援を行っていく必要があります。

(3) 市民活動団体等における現状・課題

令和4年度に実施した「協働のまちづくりに関する市民活動団体アンケート調査」においても、他の地域コミュニティと同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として思うように活動できていないことや、会員の高齢化、後継者不足を課題と捉えている団体が大半を占めています。また、70%近くの団体が他団体との協働に関心を持っており、市に対しても「活動費用助成の充実」や「事業を気軽に提案できる仕組み」、「相談体制・情報提供体制の充実化」といった支援が求められており、必要な支援を行っていく必要があります。

また、令和4年に実施した「協働のまちづくりに関する事業者アンケート調査」の結果から、事業者においては協働の考え方の浸透が十分ではありませんが、各事業者において地縁団体等との「地域の祭りやイベントへの協力」や「環境美化に関する活動」などの社会貢献活動（CRS活動）を行っており、さらには他団体、特に行政との協働についての関心を示す事業者も多く、今後は事業者との協働のまちづくりも推進し、事業者への情報提供や他団体とのコーディネートについても行っていく必要があります。

(4) 地域コミュニティ活動推進に当たっての環境整備への対応

地域コミュニティにおける活動として、自治会加入率は低下しているものの、自主防災組織の結成数は増加傾向にあり、近年多発する自然災害に備えた活動は活発化しています。また、高齢者の移動手段の確保に関する取組や環境美化に関する取組を実施している地縁団体や市民活動団体もあり、それぞれの地域コミュニティにおいて地域住民のために必要と考える取組はコロナ渦にあっても行われていた状況にありました。

また、長浦地区においては、地域まちづくり協議会が設立され、地区の課題や情報等を地域で共有するための広報活動、地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施に関することを行っており、構成する各団体間においても情報共有や連携した取組がなされています。

このように、地域コミュニティを構成する各団体や地域まちづくり協議会において取組が行われるなか、市としても協働のまちづくりを推進していくため、その活動についての側面的な支援を行うとともに、団体間の交流や連携が図られるよう活動拠点を整備する必要があります。

4 計画の推進方針

第2次計画においても、条例第1条に定める目的と第3条に定める3つの基本理念を実現するため、第1次計画の取組状況及び各種アンケート調査の結果に基づく課題解決のための施策や社会動向を踏まえ、必要な施策分野を体系的に整理し、施策の方向性に位置付ける取組を進め、協働のまちづくりを計画的に推進します。

(1) 目的

『地域コミュニティの活性化と協働の推進を図り、活力に満ちた共に支え合う住みやすいまちをつくる』ことを目的とします。(条例第1条)

(2) 基本理念

本計画の推進にあたり基本理念を次のとおりとします。(条例第3条)

① 市民の地域コミュニティへの参加の促進

地域コミュニティ及び市は、市民が地域コミュニティに参加しやすい環境をつくること。

② 地域コミュニティの連携の促進

地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かし、相互に連携すること。

③ 地域コミュニティと市の協働の推進

地域コミュニティ及び市は、互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること。

5 推進項目と施策の方向性

5-1 推進項目

本計画における推進項目を次の7項目とし、各施策分野に施策の方向性を設けるものとします。

- (1) 情報共有の促進（条例第9条）
- (2) 市政への市民参画の促進（条例第10条）
- (3) 地域コミュニティの担い手づくり（条例第11条）
- (4) 地域コミュニティの拠点づくり（条例第12条）
- (5) 地域コミュニティ活動への支援（条例第13条）
- (6) 地域まちづくり協議会の設立と支援（条例第15条）
- (7) 協働による事業の推進（条例第14条）

5-2 施策の方向性

基本理念	推進項目	施策の方向性
市民の地域コミュニティへの参加促進	(1) 情報共有の促進【第9条】	① 市政に関する情報提供
		② 地域コミュニティ活動の情報収集と提供
		③ 地域コミュニティの情報発信への支援
	(2) 市政への市民参画の促進【第10条】	① 多様な参画機会の提供
		② 計画等策定への参画
	(3) 地域コミュニティの担い手づくり【第11条】	① 市民が参加しやすい環境づくり
		② 学習・体験の機会の提供
		③ 地域コミュニティを担う人材の育成
地域コミュニティの活性化	(4) 地域コミュニティの拠点づくり【第12条】	① 市民の交流の場の確保
		② 地域コミュニティの活動拠点の確保
		③ 地域コミュニティの交流機会の確保
	(5) 地域コミュニティ活動への支援【第13条】	① 地域コミュニティ活動への補助等
		② 地域コミュニティ活動への協力等
		③ 相談機能等の充実
(6) 地域まちづくり協議会の設立と支援【第15条】	① 地域まちづくり協議会の設立支援	
	② 地域まちづくり協議会の活動支援	
協働の推進	(7) 協働による事業の推進【第14条】	① 協働事業提案制度の活用
		② 協働による事業の実施

※施策の方向性に基づき、各施策分野における協働のまちづくりを推進する仕組み・取組等を体系的に整理します。また、今後に必要な新たな仕組み・取組等を検討します。

